

# NPO 法人リンクフィールドプラス定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、NPO 法人リンクフィールドプラスと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県伊勢崎市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、伊勢崎市を拠点に、地域住民、特に子どもから高齢者及び学生に対して、野球をはじめとするスポーツ指導、子ども食堂の運営及び子どもの居場所づくり、並びに部活動の地域移行の支援を通じた多世代交流プラットフォームの構築に関する事業を、大学・企業・行政・市民の連携のもとで行い、野球競技人口の底辺拡大、地域コミュニティの活性化及び子どもの健全育成に寄与するとともに、持続可能な地域活性化モデルの構築を目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 野球教室・部活動地域移行支援事業
- (2) 子ども食堂事業
- (3) 子どもの居場所づくり事業
- (4) 多世代交流・地域コミュニティ活性化事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び職員

#### (種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

### (選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

### (任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

**(報酬等)**

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

**(職員)**

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

**第4章 総会**

**(種別)**

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

**(構成)**

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

**(権能)**

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 監事の選任又は解任

(6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) その他運営に関する重要事項

**(開催)**

第 24 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

**(招集)**

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

**(議長)**

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

**(定足数)**

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

**(議決)**

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(社員の表決権等)**

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

**(議事録)**

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数。(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

## 第 5 章 理事会

**(構成)**

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

**(権能)**

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**(開催)**

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

**(招集)**

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときには、その日から起算して 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

**(議長)**

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

**(定足数)**

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

**(議決)**

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(理事の表決権等)**

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

#### (資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

#### (財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

#### (事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

### (残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

### (合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 9 章 雑則

### (細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、当分の間、徴収しないこととする。

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和10年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和9年3月31日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	藤原 樹菜	理事長
〃	谷口 英功	副理事長
〃	中村 一好	副理事長
監事	小野里 真弓	

(様式例2)

## 役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

NPO 法人リンクフィールドプラス

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	藤原 樹菜		有	理事長
理事	谷口 英功		無	副理事長
理事	中村 一好		無	副理事長
監事	小野里 真弓		無	

## 設立趣旨書

### 1 設立の趣旨

近年、少子化や生活様式の多様化に伴い、地域におけるスポーツ活動、とりわけ野球競技人口の減少は深刻な局面を迎えています。これに加え、教育現場では教員の働き方改革が喫緊の課題となり、公立中学校等の部活動を地域団体へと委ねる「部活動の地域移行」が国を挙げて推進されています。しかし、現場では受け皿となる専門的指導者の不足や、受益者負担（会費）の増大による家庭の経済的格差が新たな壁となって立ちはだかっています。今、求められているのは、質の高い指導を担保しつつ、誰もが経済状況に関わらず平等に参加できる持続可能なスポーツ環境の整備です。

こうした社会的課題に対し、私たちは「野球」を共通言語に、地域の貴重な資源である「大学（学生）」「企業」「行政」「市民」を有機的に結びつける新たなプラットフォームを構築すべきであるとの結論に至りました。

具体的には、大学生が「良き兄・良き姉」として技術指導のみならず「野球哲学」や「礼儀」を伝えることで、部活動の地域移行における信頼性の高い受け皿を確立します。特筆すべきは、企業協賛金を主財源とする運営モデルにより活動費を無料化する点にあります。これにより、経済的理由でスポーツを諦めることのない環境を提供し、野球競技人口の底辺拡大と格差のない健全育成を強力に推進します。

また、本活動の本質は単なる技術指導にとどまりません。練習会場でのキッチンカーを活用した「子ども食堂」の展開や、子どもが気軽に集える「居場所づくり」を通じて、地域における子どもの食と安全を支えます。さらに地域のシニア世代を運営スタッフや見守り役として登用することで、多世代が自然に交流できる「地域の居場所（コミュニティハブ）」を創出します。

さらに、上記の活動を安定的に継続するため、地域の企業・行政・団体との連携を深め、イベントの企画・運営への協力を通じて、地域全体でリンクフィールドプラスの活動を支える仕組みを構築してまいります。企業協賛や寄附に加え、こうした連携事業を通じた社会的信頼の蓄積が、組織の自立性と永続性を支え、伊勢崎市発の地域活性化モデルをより強固なものとしていく所存です。

これらの活動を安定的かつ透明性をもって継続し、行政からの事業受託や企業からの強固な社会的信用を獲得するためには、公的な責任能力を有する法人格の取得が不可欠です。よってここに、「NPO 法人リンクフィールドプラス」を設立いたします

## 2 設立申請に至るまでの経過

令和7年9月

伊勢崎市及び周辺地域において、野球競技人口の激減と中学校部活動の指導者不足に対する危機感を共有する有志が集まり、地域スポーツの現状分析を開始する。

令和7年10月

「部活動の地域移行」における課題を精査し、地域の大学生が指導者として参画するモデルを検討。家庭の経済状況に左右されないスポーツ機会の提供を目指し、企業協賛による「完全無料運営モデル」の構想を立案する。

令和7年11月

地域コミュニティの希薄化や子どもの食の支援を包括的に解決するため、「スポーツ指導」「子ども食堂」「子どもの居場所づくり」を融合させた多世代交流事業のコンセプトを策定。地域の大学関係者、企業経営者、医療・福祉従事者らと具体的な連携協議を開始する。

令和8年1月

「産学官民連携プラットフォーム構築事業」の具体的な事業計画を策定。行政・企業との連携を適正に管理運用し、組織としての透明性と社会的信用を最大化するため、特定非営利活動法人（NPO法人）の設立に合意する。

令和8年3月

設立発起人会を開催。設立趣旨書、定款、事業計画書及び収支予算書の最終案を審議・承認し、NPO法人リンクフィールドプラスの設立総会を開催するに至る。

令和8年3月22日

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人リンクフィールドプラス

設立代表者 住所又は居所

氏名 藤原 樹菜

(様式例 8)

## 令和 8 年度 事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO 法人リンクフィールドプラス

### 1 事業実施の方針

本法人は、伊勢崎市を拠点に「野球×食×多世代交流」を軸とした産学官民連携による地域活性化を推進する。設立初年度は大学・企業・行政・市民が連携する活動基盤の構築を最優先とし、具体的には、①部活動の地域移行の受け皿として野球教室（週 2 回・30 名規模）を立ち上げ、野球競技人口の底辺拡大を図る、②練習会場でのキッチンカーを活用した子ども食堂（月 1 回以上・50 名規模）の定期開催及び子どもの居場所づくり（週 3 回・70 名規模）を通じて、子どもの食と安心・安全を支える、③シニア世代を運営スタッフ・見守り役として登用し、多世代が自然に交流できる地域のコミュニティハブの試験的創出を図る。これらの取り組みを通じて、伊勢崎市発の持続可能な地域活性化モデルを構築する。寄付金（企業協賛金）を主財源とし、参加費無料の運営モデルにより、経済的格差なく誰もが参加できる環境を整備する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
野球教室・部活動地域移行支援事業	大学生コーチによる野球技術指導・礼儀指導、部活動地域移行受け皿としての運営体制の構築	週 2 回程度	上武大学野球場	10 名	小・中学生（伊勢崎市及び周辺）30 名程度
子ども食堂事業	キッチンカーを活用した子ども・保護者を対象とした食事の無料提供及び食育活動	月 1 回以上	上武大学野球場	15 名	子ども及びその保護者 50 名程度
子どもの居場所づくり事業	施設を開放し、子どもが気軽に遊びに来られる安心・安全な場所の提供	週 3 回	上武大学野球場及び公民館	15 名	子ども（小学生中心）70 名程度
多世代交流・地域コミュニティ活性化事業	シニア世代を運営スタッフ・見守り役として登用し、多世代交流イベントの試験的開催	年 2 回以上	伊勢崎市内施設	10 名	地域住民（子ども～高齢者）50 名程度
その他目的を達成するために必要な事業	広報活動、企業・行政・団体との連携推進、法人運営基盤の整備	随時	法人事務所ほか	3 名	関係企業・団体・行政機関

(様式例 8)

## 令和 9 年度 事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO 法人リンクフィールドプラス

### 1 事業実施の方針

本法人は、伊勢崎市を拠点に「野球×食×多世代交流」を軸とした産学官民連携による地域活性化を推進する。2年目は初年度の基盤をもとに各事業の規模拡大と質の向上を図り、具体的には、①野球教室の開催頻度(週3回)・受け入れ規模(60名)を拡大し、指導プログラムの体系化を進めて部活動地域移行の受け皿として確立を目指す、②子ども食堂の開催頻度を月2回以上(80名規模)に増加するとともに、居場所づくりの拠点追加・学習支援機能の充実(週4回・100名規模)により子どもの食と安心・安全への対応を強化する、③多世代交流イベントを年4回以上定期開催し、地域住民100名規模の参加を通じてコミュニティハブとして地域に定着させる。これらを通じて、大学・企業・行政・市民が連携する伊勢崎市発の地域活性化モデルを確立し、広く発信する。寄付金(企業協賛金を含む)を主財源とし、参加費無料の運営モデルにより、経済的格差なく誰もが参加できる環境を維持・拡充する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
野球教室・部活動地域移行支援事業	技術指導の継続と質的充実、受け入れ対象校・参加者の拡大、指導プログラムの体系化	週3回程度	上武大学野球場及び市内グラウンド	15名	小・中学生(伊勢崎市及び周辺)60名程度
子ども食堂事業	食事の無料提供・食育活動の継続、開催回数の増加及び栄養改善メニューの拡充	月2回以上	上武大学野球場及び地域公民館	20名	子ども及びその保護者80名程度
子どもの居場所づくり事業	居場所提供の継続、開放拠点の追加及び学習支援・相談対応機能の追加	週4回以上	上武大学野球場、公民館及び市内施設	20名	子ども(小・中学生)100名程度
多世代交流・地域コミュニティ活性化事業	シニア・学生・保護者が協働する交流イベントの定期開催、地域ネットワークの拡充	年4回以上	伊勢崎市内施設	15名	地域住民(子ども～高齢者)100名程度
その他目的を達成するために必要な事業	広報・情報発信の強化、企業協賛・行政連携の拡大、法人運営体制のさらなる整備	随時	法人事務所ほか	5名	関係企業・団体・行政機関

令和8年度 活動予算書  
法人成立の日から令和9年3月31日まで

NPO法人リンクフィールドプラス  
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取寄附金		
受取寄附金	1,700,000	1,700,000
2. 事業収益		
野球教室・子ども食堂事業収益	300,000	300,000
経常収益計	2,000,000	2,000,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) その他経費		
謝礼費	200,000	200,000
旅費交通費	100,000	100,000
車両費・食材費	400,000	400,000
水道光熱費	200,000	200,000
消耗品費	200,000	200,000
その他経費計	1,100,000	1,100,000
事業費計	1,100,000	1,100,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	300,000	300,000
通勤費	200,000	200,000
(2) 人件費計	500,000	500,000
その他経費		
会議費	100,000	100,000
旅費交通費	100,000	100,000
通信運搬費・消耗品費	100,000	100,000
その他経費計	300,000	300,000
管理費計	800,000	800,000
経常費用計	1,900,000	1,900,000
当期経常増減額	100,000	100,000
経常外収益		
1. 固定資産売却益	-	-
III 経常外収益計	-	-
経常外費用		
1. 過年度損益修正損	-	-
IV 経常外費用計	-	-
当期正味財産増減額	100,000	100,000
設立時正味財産額		-
次期繰越正味財産額		100,000

※その他の事業は実施しない

**令和9年度 活動予算書**  
令和9年4月1日～令和10年3月31日

NPO法人リンクフィールドプラス  
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取寄附金		
受取寄附金	2,200,000	2,200,000
2. 事業収益		
野球教室・子ども食堂事業収益	400,000	400,000
経常収益計	2,600,000	2,600,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) その他経費		
謝礼費	200,000	200,000
旅費交通費	200,000	200,000
車両費・食材費	500,000	200,000
水道光熱費	200,000	200,000
消耗品費	200,000	200,000
その他経費計	1,300,000	1,300,000
事業費計	1,300,000	1,300,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	500,000	500,000
通勤費	200,000	200,000
人件費計	700,000	700,000
(2) その他経費		
会議費	100,000	100,000
旅費交通費	200,000	200,000
通信運搬費・消耗品費	100,000	100,000
その他経費計	400,000	400,000
管理費計	1,100,000	1,100,000
経常費用計	2,400,000	2,400,000
当期経常増減額	200,000	200,000
経常外収益		
1. 固定資産売却益	-	-
<b>III 経常外収益計</b>	-	-
経常外費用		
1. 過年度損益修正損	-	-
<b>IV 経常外費用計</b>	-	-
当期正味財産増減額	200,000	200,000
前期繰越正味財産額		100,000
次期繰越正味財産額		300,000

※その他の事業は実施しない